


[A]は建築一式工事(種別：建築)、[B]は内装仕上工事(種別：仕上げ)であり、それぞれ受検資格を認定できる種別が異なります。この場合、担当期間が重複している5～6月は、従事割合(例えば日数など)によって「種別：建築」と「種別：仕上げ」に按分してください。

なお、受検資格を満たすためには、申し込む種別に該当する工事だけで実務経験年数を満たす必要があります。例えば、「種別：建築」に受検申込する場合には、該当する工事だけで実務経験年数を計算し、躯体や仕上げに該当する工事は実務経験年数から除外しなければなりません。

一方で、[B]と[C](建具工事、種別：仕上げ)は、工事内容は異なりますが受検資格を認定できる種別が同一であることから、二つの工事を通算して実務経験年数を計算することができます。(ただし、この場合も担当期間が重複している部分を二重に計上することはできません)。

(例)上の例で[A]と[B]の重複部分の従事割合を1:1と算定できるときは、
 <種別：建築の実務経験：5ヶ月 / 種別：仕上げの実務経験：7ヶ月> となります。

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築一式)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				
											

上に挙げる例のように、異なる検定種目にかかる工事の担当期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数等)に応じて按分してください。

(例)上の例で重複部分の従事割合を建築2:電気工事1であると算定できるときは、
 <建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月> となります。

注：建築施工管理技術検定と建設機械施工管理技術検定との実務経験の重複について

建築工事の中に含まれる建設機械施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験については、その実務経験の内容によっては、双方の受検資格を満たす実務経験となり得ます。この場合に限り、実務経験の二重計上が可能です。

③ 複数の工事からなる一式工事(建築・土木)等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。(ただし、元請会社が電気工事業の建設業許可を受けており、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。)

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

3. 実務経験証明書の作成について

新規受検申込者は、受検資格証明にあたって、P17～22の記入例に従い、**A票**と**B票**を作成してください。特に**B票**は、受検資格を満たす実務経験を有することを、勤務先の代表者が証明するための最も重要な書類です。

実務経験証明書の証明欄、実務経験、実務経験証明にあたってのチェックリストを適正に作成し、よく確認のうえ、正しい内容にて証明する必要があります。

B票実務経験証明書において、適正な受検資格が認められない場合は受検できません。

誤記入防止のため、鉛筆で下書きを行ってから黒色ボールペンで清書することをお勧めします。消せるボールペンは使用しないでください。

実務経験の証明が必要な受検資格の方が、実務経験証明書が無記載の受検申請書を提出した場合は、受検申請を無効とします。

(1) 建築施工管理に関する実務経験欄の作成

P19～22の記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

- ① 工事種別・工事内容はP7[表Ⅰ]から該当するものを選んでください。
- ② 従事した立場は、P7[表Ⅱ]から該当するものを選んでください。
- ③ 勤務先ごとに記入してください。転職等による勤務先変更、部署や従事した立場が変わった場合は、改行してください。
- ④ 今までのすべての実務経験を記載する必要はありません。受検資格を満たす年数を記載してあれば結構です。

(2) **B** 票裏面：実務経験証明にあたってのチェックリストの作成

受検申請者と実務経験の証明者は、**B** 票「建築施工管理に関する実務経験」欄作成後、**B** 票裏面にある「実務経験証明にあたってのチェックリスト」により、記載内容の確認を行ってください。すべてのチェック項目について間違いなく正しく記載してあることを確認し、確認済みの✓印を付してください。

なお、『証明者チェック』は、証明者ご自身または証明者の代理たる立場の方が行ってください。証明者の代理たる立場とは、受検申請者に対する人事権を有する立場に限ります。

『証明者チェック』を行った方は、チェックリストの下にある記入欄へ、所属部署名、役職名、氏名、連絡先電話番号を記入してください。証明者自身が行った場合、その代理たる立場の方が行った場合とも記入が必要です。

実務経験証明書の内容に疑義が生じた場合は、証明者(またはその代理たる立場の方)へ試験実施機関および国土交通省より内容を照会させていただく場合があります。

(3) **B** 票：実務経験証明書の証明欄について

① 証明について

「建築施工管理に関する実務経験」欄を作成した後、記載した実務経験年数・内容等が正しいことを勤務先の代表者に証明いただくものです。証明がない場合は、受検できません。

実務経験の証明者の方は、受検申込者の実務経験の内容、期間、年数の計算、他の種目・種別との重複が無い等、**B** 票裏面にある『実務経験証明にあたってのチェックリスト』により記載内容を確認してください。実務経験証明書が適正な内容であることを確認し、証明を行ってください。

証明者の方は、**B** 票の証明者欄に

- ・ 会社または事業所名
- ・ 所在地
- ・ 役職名
- ・ 氏名

を記載してください。

試験実施機関および国土交通省は、実務経験証明書に記載されている内容については、受検申請者の勤務先代表者によって、事実と相違なきことが証明されたものとして取り扱います。

また、実務経験証明書の内容について疑義が生じた場合は、試験実施機関または国土交通省から証明者(またはその代理たる立場の方)に対して内容を照会させていただく場合があります。

注意事項

証明されている内容が事実と相違していることが判明した場合は、合格および受検実績が取り消されることがあります。また、虚偽の内容で証明を行い、不正合格者を技術者としている場合、建設業法に基づき処分・告発の対象となり得ます。証明者の方は、実務経験証明書の内容について慎重に確認を行ってください。

②証明者について

- 注 1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。
- 注 2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。

・民間の会社に勤務している場合

証明者は、原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者に対して人事権を有する方(副社長、専務取締役、人事部長等)も認められます。

・公共機関に勤務している場合

証明者は、原則として市長等となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者の人事経歴を証明できる権限を有する方も認められます。

・受検申込者自身が代表者(経営者)である場合

自己証明となりますので、証明者欄には、会社または事業所名、所在地、役職名、氏名(ご本人のお名前)を記入してください。証明者との関係欄には、「本人」と記入してください。受検申込者自身が代表者であることの確認資料として、会社の名称および代表者の氏名が確認できる「建設業許可通知書」のコピーを添付書類として付け加えてください。

建設業の許可を取得していない場合には、代わりとして「工事請負契約書」(代表の氏名および工事名等が確認できるページ)のコピーを添付してください。

※証明印の押印について

令和3年度の受検申請から、実務経験証明書における証明印としての会社印・役職印の押印が廃止されました。

4. 夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部) 在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。(例:夜間大学の方は高等学校、夜間高等学校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

5. 日本国外における実務経験について

建築施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験は、これまで日本国内で実施された建築工事を対象としておりましたが、日本国外で実施された建築工事の実務経験につきましても、認められることとなりました。

日本国外で実施された建築工事の実務経験については、受検申込を行う前に国土交通省へ申請し、大臣認定書の交付を受けることで受検資格を満たすものとすることができます。

【注意点】

- ①日本国内の実務経験だけで受検資格を満たせる方は、この認定手続きは不要です。
- ②認定の審査には6ヶ月(書類に不備がある場合はそれ以上)を要します。申込受付期間の6ヶ月前には認定申請書を提出するようにしてください(申請書は受検申込書類に同封できません)。
- ③審査の結果、受検資格が認められないことがあります。

■必要書類・申請様式などは国土交通省ホームページを参照してください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

■認定を受けるための手続き方法など詳細については、

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係
TEL 03-5253-8111 (内線:24744)

までお問い合わせください。